

# 会津若松市(福島県)

(2006年4月10日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年11月1日	合併の方式：新設・ <b>編入</b>	<p>旧河東町 旧会津若松市</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <b>無</b>		
人口 <sup>(1)</sup> ：135,415人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 20.3%)	面積 <sup>(3)</sup> ：383.03k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：60人(法定上限34人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：956人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：41,135,295千円		
うち、地方税15,640,367千円、地方交付税8,678,100千円		
合併特例債発行予定額7,708百万円／同限度額14,740百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業6.8%、第二次産業31.2%、第三次産業62.0%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
(4)：合併時の数。(5)：合併時予算書。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧会津若松市	125,805人	20.0%	343.46k m <sup>2</sup>	43人	850人	0.66	86.5%
旧河東町	9,610人	23.6%	39.57k m <sup>2</sup>	18人	90人	0.51	90.1%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的&lt;⑤財政状況、③住民ニーズの広域化・高度化、②地方分権推進&gt;</p> <p>少子高齢化、地方財政状況の悪化など地方自治体を取り巻く環境が厳しい中での今後のまちづくりを考えた場合、単一自治体による取り組みよりも、行財政の効率化や国県からの財政支援を受けることが可能となる市町村合併が最善の策であると判断したから。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと&lt;②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整&gt;</p> <p>&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p>編入される自治体の行政サービスに配慮した上で、法定合併協議会や地域における住民説明会等を開催し、住民主体の合併協議になることを重視した。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等&lt;①首長、③住民&gt;</p> <p>&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p>両首長とも、住民説明会開催の際には各地区に赴き説明や質疑応答を行っており、住民も首長の考え方を理解し、また行政側も住民の生の声を拝聴することができ、合併に向けての認識を共有し合えた。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
法定協議会において途中まで湯川村が加わっていた。 現在は新たな合併協議は行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年2月、会津若松地方広域市町村圏整備組合「広域行政推進研究会」において、本市市長が将来は14市町村の合併は望ましいが、2005年3月末の合併特例法の期限まで（当時）を第一段階と位置づけ、協議が可能な市町村から合併を進めるべきとの提案を行い、意思統一が図られたこと。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年8月8日～2004年3月31日）＜3市町村で設置＞	
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各9名、都道府県職員（会津地方振興局長1名・総務部市町村領域総括参事1名）、あいづ農業協同組合代表理事組合長1名計39名
運営上の工夫	協議会への提案事項調整のため担当課長による専門部会を設置し、その下部組織として事務担当者によるグループ会議を設置し、調整原案の作成を行った。また、協議会の協議内容は、広報誌の全世帯配布やホームページ、エフエム等で住民への情報提供を行い、傍聴等呼びかけを実施した。
(6) 法定協議会（設置期間：2004年4月1日～2005年10月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/>
構成メンバー	首長、議員各4名、住民各9名、都道府県職員（会津地方振興局長1名・総務部市町村領域総括参事1名）、あいづ農業協同組合代表理事組合長1名・連合福島会津地域連合会議長1名・北会津村議会議長1名計33名
運営上の工夫	協議会に、協議事項の調査、審議を行うための小委員会を設置したほか、協議会への提案事項調整のために助役・主幹部等からなる幹事会を設置し、その下部組織として事務担当者による専門部会・グループ会議等を設置し調整原案の作成を行った。また、協議会の協議内容は、広報誌の全世帯配布やホームページ、エフエム等で住民への情報提供を行い、傍聴等呼びかけを実施した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞ ①②③④については、合併協議をする上での根本となる事項であることから、任意の協議会の中で確認し、第1回法定協議会において提案、決定した（②については第2回協議会で方向性決定）。 ※ただし、途中、湯川村が離脱したことにより、再協議となったため最終的に提案、決定したのは第9回協議会となります。	

<p>&lt;協議開始および決定の時期&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年5月</td> <td>04年5月</td> <td>04年5月</td> <td>04年5月</td> <td>04年6月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年5月</td> <td>04年6月</td> <td>04年5月</td> <td>04年5月</td> <td>04年7月</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;湯川村離脱後再協議&gt;</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>05年1月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	04年5月	04年5月	04年5月	04年5月	04年6月	合意:	04年5月	04年6月	04年5月	04年5月	04年7月	協議開始:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	合意:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	05年1月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																													
協議開始:	04年5月	04年5月	04年5月	04年5月	04年6月																													
合意:	04年5月	04年6月	04年5月	04年5月	04年7月																													
協議開始:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月																													
合意:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	05年1月																													
<p>&lt;決定に至るまでに最も難航した項目と解決策&gt;</p> <p>合併の期日については、議会議員の定数や任期との関係、合併特例法の改正もあり、調整に困難を要した。結果的には、議会議員の取り扱いを検討する小委員会において合併の期日も協議し一定の方向性が固まりつつあったが、途中、湯川村の離脱を受け、再度協議となり、廃置分合の手続きに係るスケジュール関係等の精査により現行期日に決定した。</p>																																		
<p>&lt;基本項目①「合併の方式」の決定理由&gt;</p> <p>市町村規模等を考慮するとともに、先行して合併協議をしている北会津村との協議内容の整合性などから、編入合併を前提として協議が進められた。</p>																																		
<p>&lt;基本項目②「合併の期日」の決定理由&gt;</p> <p>廃置分合の手続きの関係や事務事業の整理期間及び1年前の同日に北会津村と合併をしていることなど総合的に判断し決定した。</p>																																		
<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;</p> <p>決定手続：合併協議会で決定した。</p> <p>選定理由：編入合併を前提として協議を進めていたことや、全国的にも知名度が高く、ブランドも確立している「会津若松市」という名称を有効利用していくことが、会津地域の活性化につながる効果が高いと期待されるから。</p>																																		
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;</p> <p>編入合併であることから、会津若松市の庁舎とすることで特に問題はなかった。</p> <p>また、新庁舎の建設については、合併の理由の一つに財政基盤の強化を掲げていたこともあり、新庁舎の建設等は検討の対象とならなかった。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の支所とした。</p>																																		
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;</p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>																																		
<p>(8) 新市建設計画 (計画の対象：<input type="checkbox"/>全市 or <input type="checkbox"/>編入された区域)</p>																																		
<p>計画の期間：11ヶ年</p> <p>理由 新市建設計画は、合併後の新市の速やかな一体化のための事業計画であり、また特例法による支援が10年を基本としているため。</p>																																		
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;</p> <p>旧会津若松市及び旧河東町それぞれの振興計画に掲げる事業を基本に据え、地域要望・必要性の強い事業を計画に盛り込むとともに、合併特例事業の自己負担額を合併による削減効果額内に留めるようにするなど、経費負担に配慮し実現可能な計画とした。</p>																																		

< 関係市町村間での調整が難航した項目 >

新市建設計画の合併特例事業の調整の中で、旧河東町の大型事業についての事業内容、事業費等について調整を要した。

< 新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫 >

< 策定に当たっての工夫 > 記載の通り。

< 新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容 >

両市町の総合計画の内容と方向性を十分に尊重し、将来を展望した長期的視野に立ちながら、特に旧河東町の振興計画の実現に配慮し、合併の有無に関わらず新市建設に必要とされる主要事業や特徴的な事業について盛り込んでいる。

単位：百万円 ( )は%	合併前 (2003年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	44,138	42,113	45,528	39,483
地方税	15,753(35.7)	15,490(36.8)	16,239(35.7)	16,283(41.2)
地方交付税	8,848(20.0)	8,528(20.3)	7,909(17.4)	7,728(19.6)
歳出合計	42,896	41,686	44,952	38,946
人件費	8,424(19.6)	7,972(19.1)	7,266(16.2)	7,340(18.8)
(参考：一般職員数)	(940人)			
公債費	6,507(15.2)	6,179(14.8)	5,680(12.6)	5,716(14.7)
普通建設事業費	4,130(9.6)	4,233(10.2)	8,801(19.6)	2,645(6.8)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

- ・ 広報誌等の配布（全10号。配布方法：各地区区長を通して全戸配布）
- ・ 住民説明会の開催 ※両市町で個別開催
  - 会津若松市（延べ3回開催、延べ1,098人参加）
  - 河東町（延べ5回開催、延べ3,574人参加）
- ・ HPの開設（2003年9月開設、月1回定期更新、アクセス数不明）
- ・ その他（具体的に：市政だよりへの情報掲載・エフエムあいづによる情報提供）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

(名 称)：市町村合併に関するアンケート  
 (時 期)：2002年12月  
 (対象者)：河東町民240人対象（20代・30代・40代・50代・60代・70代以上の男女別20人毎）  
 (方 法)：アンケート方式（郵送・訪問）

(12) 都道府県からの支援

財政支援：福島県合併市町村支援交付金 20,000千円  
 福島県広域行政体制整備推進事業交付金 10,000千円（任意協議会含む）

(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> ・無	
委託費	7,155 千円
委託内容	合併支援業務委託（事務事業一元化業務・例規立案策定業務）、協議会会議録作成委託等。

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1 年 6 ヶ月)) ・ 無
その理由	新市としての一体感が醸成されるまでの間、編入される地域の振興のために、住民の意向が最大限反映されることを重視したため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008 年 7 月 19 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	新市としての一体感が醸成されるまでの間、編入される地域の農業振興のために、住民の意向が最大限反映されることを重視したため。編入される河東町の農業委員のうち選挙による委員は、引き続き会津若松市の選挙による委員として全員在任した。
(3) 三役	
旧会津若松市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧河東町	町長、助役、収入役は失職。
(4) 一般職	
定員管理	合併協定項目としては、定員管理には触れず、新市において検討し決定することにした。
給与の調整	<給料表の統一> 旧会津若松市の一般行政職給料表に統一。 <給与の再調整・再計算> 旧会津若松市職員の現在の初任給決定方法、昇任昇格運用基準等で、改めて昇給格付をしたときに合併時に得られる水準（金額）に合わせた。
役職の調整	旧河東町の役職を基本的に尊重し、旧会津若松市の制度により格付けを行った。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧会津若松市	合併前と同様、変更なし。
旧河東町	支所・出張所なし。
(7) 地域審議会等	
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (旧河東町に設置) ・ 無
その理由	編入される河東町の地域振興に住民の声を反映させ、新市建設計画やふるさと基金の活用等の進行管理を図るため。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税	旧会津若松市 12.7% 旧河東町 12.3%	合併する年度及びこれに続く5年度は不均一課税とした。
固定資産税	旧会津若松市 1.5% 旧河東町 1.4%	合併する年度及びこれに続く5年度は不均一課税とした。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	合併年度は現行のおりとし、新市において調整する。	
下水道料金	合併翌年度に会津若松市の制度に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
賦課徴収方法	両市町とも保険税、4方式、納期8期であるが、旧会津若松市は随期1期に対し、旧河東町は随期2期である。	合併年度は経過措置として不均一課税とし、合併翌年度から会津若松市の制度に統一。
所得割	旧会津若松市 8.2% 旧河東町 5.33%	合併年度は経過措置として不均一課税とし、合併翌年度から会津若松市の制度に統一。
資産割	旧会津若松市 25.0% 旧河東町 23.32%	合併年度は経過措置として不均一課税とし、合併翌年度から会津若松市の制度に統一。
均等割	旧会津若松市 15,000円 旧河東町 20,400円	合併年度は経過措置として不均一課税とし、合併翌年度から会津若松市の制度に統一。
平等割	旧会津若松市 23,000円 旧河東町 18,800円	合併年度は経過措置として不均一課税とし、合併翌年度から会津若松市の制度に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧会津若松市 2,900円 旧河東町 2,685円	2005年度まで現行のおりとし、2006年度から新市において調整する。
(13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	前年の旧会津若松市と旧北会津村との合併の際に電算システムの新規構築をしており、今回の旧河東町との合併においては、会津若松市の制度に統一とした。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/>	
変更した場合、その内容と理由		

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：2,657百万円/11年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2006度中に計画書作成に向け作業中）
総合計画	策定作業中（2006度中に計画書作成に向け作業中）
(3) 合併による効果	
<p>&lt;①住民の利便性の向上&gt;          合併による行政区域の拡大により、公共施設や窓口サービスを住民の日常生活範囲内で利用することができるようになった。</p>	
<p>&lt;②サービスの高度化・多様化&gt;          旧町規模では限定的なサービス内容であり、住民ニーズに対応することが困難であったものが、合併により様々なサービスを提供することが可能となった。</p>	
<p>&lt;⑤行財政の効率化&gt;          合併直後であり、明確な効果とはいえないところもあるが、今後、サービス内容の統一化や議員の在任特例期間の終了などもあり、人件費や各種経費の削減が期待される。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p>&lt;⑧合併特例債などを活用した大型事業の実施により新市の財政状況が悪化する&gt;          新市建設計画に掲載した事業は、それぞれの市町村が総合計画等に位置づけてきた事業であり、新市において必要な事業であることから、当該事業の実施にあたっては、各年度の収支均衡に十分留意しながら計画的に進めると共に、更なる精査を加えながら対応している。</p>	
<p>&lt;①役場が遠くなり不便になる&gt;          旧河東町役場を「河東支所」と位置づけ、窓口業務に加え、住民生活に密着した機能や権限を一定程度担えるような地域振興局的な機能を付加した。</p>	
<p>&lt;③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる&gt;          旧河東町に住民の声を行政に反映するため地域審議会を設置している。</p>	
(5) 残された課題	
<p>新市建設計画の着実な推進及び合併地域における速やかな一体性の確立が課題と考える。</p>	